

子ども・子育て支援新制度の適用を受ける幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用する

多賀城市民の保護者のみなさまへ

「施設型給付費教育・保育給付認定（教育部分を利用するための認定）」及び

「施設等利用給付認定（預かり保育の利用料の無償化のための認定）」の申請について

提出書類について

施設型給付費教育・保育給付認定（教育部分を利用するための認定）の必要書類

□ 施設型給付費教育・保育給付認定申請書（1号）

新制度幼稚園・認定こども園を利用する際には、必ず「教育・保育給付認定」の第1号認定を受ける必要があります。新規入園時に施設を通して施設型給付費教育・保育給付認定申請書の提出をお願いします。

※お子さん一人につき1枚必要です。記入例を参考に御記入ください。

副食費の免除を受けるための必要書類

幼児教育・保育の無償化に伴い、教育部分の利用料は無償です。

また、通園送迎費、食材料費（主食費、副食費等）、行事費などは、保護者の負担となります。

ただし、下記のお子さんは副食費が免除されます。

①年収360万円未満の世帯（市町村民税所得割額77,101円未満の世帯）のお子さん

②同一世帯に、小学校第3学年までのお子さんが3人以上いる場合、第3子以降のお子さん

①に該当し、令和2年1月1日に多賀城市以外で住民登録している方で、マイナンバーを申請書に記載できない方は多賀城市で税額が確認できないため、下記のとおり課税証明書類を提出してください（すでに提出済の場合は不要です）。

□ 令和2年度（平成31年分）市町村民税課税証明書または非課税証明書

※父母（事実婚を含む）、同居の祖父母が提出対象となります。

※世帯分離の場合でも同居とみなします。

※令和2年1月1日時点で住民登録していた市町村での発行となります。

※上記書類は、該当年度の「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」または「市民税・県民税課税明細書」に代えることができます（写し可。）。

施設等利用給付認定（預かり保育の利用料の無償化のための認定）の必要書類

預かり保育の利用料の無償化を受けるためには、教育部分を利用するための「施設型給付費教育・保育給付認定」の1号認定とは別に、「施設等利用給付認定」の第2号認定または第3号認定を受ける必要があります。

認定を受けるための要件及び利用料の軽減上限額は裏面のとおりです。

認定を受ける要件／軽減上限額

認定区分	要件（すべて満たすこと）	軽減上限額
第2号認定 （年少～年長クラス）	・ 父母が <u>保育の必要性</u> （下記図1）に該当 ・ お子さんが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している	月額最大 11,300円まで （日額450円上限）
第3号認定 （プレ年少クラス）	・ 父母が <u>保育の必要性</u> （下記図1）に該当 ・ お子さんが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある ・ 父母及び同居の祖父母の住民税が非課税である	月額最大 16,300円まで （日額450円上限）

必要書類

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書 ※表面及び裏面を記入
- 保育を必要とする事由を証明する添付書類（勤務証明書等 図1参照）
- マイナンバー記入用紙
※ご家庭で封筒をご準備の上、マイナンバー（個人番号）記入用紙及び確認書類を封緘して提出
- 令和2年度の市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）
※第3号認定を希望し、令和2年1月1日に多賀城市外にお住まいの方のみ

保育の必要性／認定の有効期間／保育の必要性を証明する添付書類（図1）

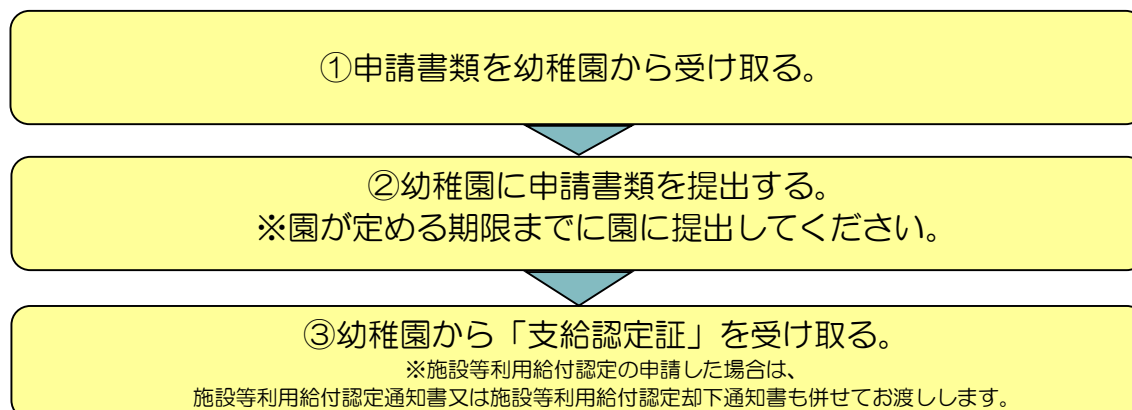
保育の必要性の認定に該当する事由		認定の有効期間	添付書類
①就労	日常の家事以外の仕事を月60時間以上している場合	最長、就学前まで	勤務証明書 （自営業、親族経営の場合は別途書類が必要）
②求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	2か月間	就労予定申立書
③妊娠・出産	母が出産の前後である場合	産前6週から産後8週（※1）	出産予定日が記載された母子手帳の写し
④就学	学校または職業訓練校に在学している場合	通学期間中 （※2）	在学証明書、通学期間が分かる書類
⑤病気・障害	病気、けが、心身の障害がある場合	最長、就学前まで （診断書に基づく）	療養期間が記載された診断書
⑥介護・看護	病人や心身障害者の看護、介護をしている場合	最長、就学前まで	看護、介護を必要とする方の診断書や障害者手帳の写し
⑦災害復旧	震災・風水害・火災などでその家庭が被害を受けたために復旧にあたる場合	最長、就学前まで	罹災証明書
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	最長、就学前まで	要相談
⑨育児休業 （既に入所している子どもがいて継続利用が必要である場合（育児休業期間が1歳に到達するまでの場合のみ）	育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合（育児休業期間が1歳に到達するまでの場合のみ）	育児休業期間に基づく	育児休業期間が記載された勤務証明書
⑩高齢	入所日において65歳以上の方	最長、就学前まで	なし

※1. 妊娠・出産の認定の有効期間は、産前6週から産後8週の翌日が属する月の月末までとなります。

※2. 就学の認定の有効期間は、保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の月末までとなります。

申込から入園までの流れ

申込から入園までの大まかな流れは次のとおりです。



※支給認定証等については、概ね申請書類を多賀城市で受理してから1か月程度で発行します。

※毎年10月から12月までの期間については、申請数が多くなることから、2か月程度お時間をいただきます。

世帯構成員変更・住所変更（市外転出含む）・退園にあたって提出が必要な書類

幼稚園入園後に次のような変更があった場合は、提出期限までに必要書類を提出してください。

届出用紙は入園している園または多賀城市役所保育課で配布します。

状況	必要書類	提出期限
離婚・婚姻・出生等により児童の世帯構成員が変更した場合や住所変更があった場合	<input type="checkbox"/> 多賀城市施設型給付費等教育・保育給付認定変更認定申請書兼内容変更届 <input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定変更申請書兼認定内容変更届（施設等利用給付認定を受けている場合のみ） <input type="checkbox"/> 変更に係る添付書類	変更が生じる月の前月の20日
年度途中で退園する場合	<input type="checkbox"/> 保育所（園）等退所届兼教育・保育給付認定取消届 <input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定取消届（施設等利用給付認定を受けている場合のみ） ※遑っての退所手続きはできません。早めの提出をお願いします。	退園日まで
退園はしないが、他市町村へ転出する場合	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定取消届 <input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定取消届（施設等利用給付認定を受けている場合のみ） ※遑っての取消手続きはできません。早めの提出をお願いします。 ※転出先の市町村での教育・保育給付認定、施設等利用給付認定の申請が必要です。	転出日まで

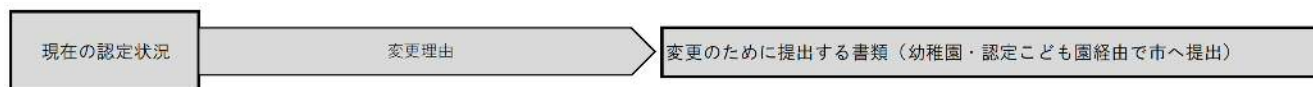
※基本的に施設を通して、市役所保育課へ提出となりますので、余裕をもって施設へ提出してください。

提出期限間近の提出となる場合は、保護者様が直接市役所保育課（⑬番窓口）へ提出してください。

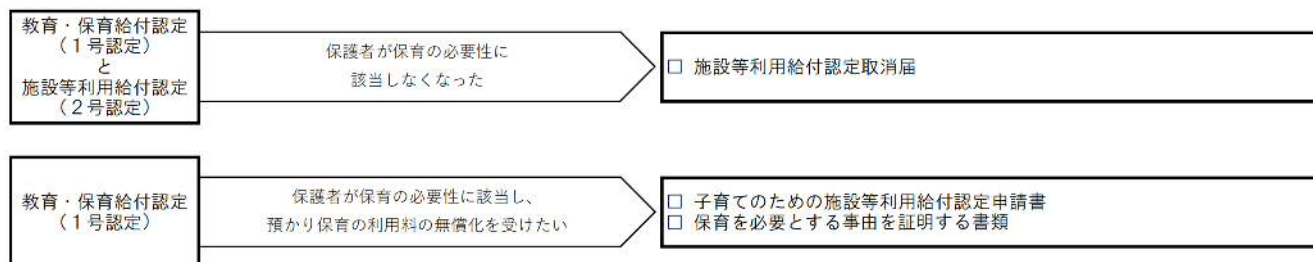
認定区分の変更等に必要な書類

認定の区分を変更する場合は手続きが必要です。図2を御確認の上、必要な書類を幼稚園・認定こども園へ提出してください（事後申請による遡っての認定は行えません。提出の締切については幼稚園・認定こども園へ確認してください。）。

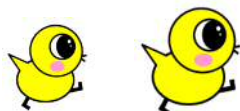
（図2）



【市外幼稚園・認定こども園の場合】



【市内認定こども園の場合】



問い合わせ

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1-1

電話：022-368-1141

内線：184・185・186

多賀城市保健福祉部保育課保育係
（市役所1階⑬番窓口）